

神鳳鈔に  
ついて

A square seal impression featuring four characters in seal script, likely reading "子思子" (Zi Shizi).

中田四朗

等旨  
被裁許。二見御局憲檢校權你宣能範訴申  
御鑑殿造達折因  
謂狀副達本船公判證文并不輸田注文等  
右得彼能範今月

任官府公判等一旦被裁許矣。建仁元年十一月六日」とあることによつてわからよう。神三郡内にあける個别的地盤における在地の支配者が、平安末にその行政権の上に御承認を蒙る。

(1) 律令体制の基本とした公地公民制は貴族、寺社の私有地への横溢當為と公民の反律令的抵抗とに対応して否定されて行つた。龜田玄瑞点とする公地の庄園化の過程中で、国家的保護の下にあつて特殊な存在意義を有した伊勢神宮の經濟的な基盤も庄然的な変質をみだるに至らなかつた。律令制の後退は神宮經濟を支える官庫の支出も不如適となつたのみでなく、神三郡も封戸として全体的な把握も困難となり、それひ庄園化をもつようになつて神宮の經濟を支える新たな体制に変態したのである。神戸や封戸はその律令制下においても私領的性格をもつたのであるから、これらが庄園化するは容易なものであつたが、神三郡の中にあらずすら封戸的把握と共に個々部落的に把握を持つという複雜な形態を生じるのである。神三郡内に御園や御厨の成立する事によつて、すら封戸的把握と共に個々部落的に把握を持つとするが、一面スラみれば神三郡内に旧神宮体制スラ特立した勢力が発生し、それひ庄園に基盤を持つ神宮体制への再編成の過程の中で、角ひ御園や御厨の形で神宮領庄園化したのであり、二見御の御園殿古文書中の「下 大神宮司 井折田事 家元例令 司沙汰 祭主 太神宮司解 申請 禁主裁事 調査任官府公判

の御厨で御厨が神三郎内に生起したのであろう。勿論神三郎内に旧封地以外の開墾地在地土豪によつてなされ、その開墾地に対する権利を留保して、神宮領莊園下に編入したものもある。と思う。ましてや神三郎においては、その地理的に神宮と接近する所であり、このよろなことは必要なことであつたし、国家的保護の稀薄化し、その期待を得なくなつた神宮の復雅な弘制を保持し、頻繁な祭事、日々の供御をまかう重要な空間としての神三郎はこのような把握みなされねばならぬひつた。全国的に拡大する莊園に刺戟された神宮はその上に各地にその莊園を積極的に拡大していく。そこには神宮神官の自己利益を重んじる私

の獲得に因縁する努力が存在した。また天皇のみならず神官を通じて公家の安定、国民の安堵、五穀豊饒を祈りえた神官の古代的性質の痕跡があり、所謂神官の民衆化によって古代的庶民が否定された。すなわち民衆の私幣も神官もそれにひらく神の經濟を支える手段として歓迎されたものでなく、神官そのものが民衆への接近とはなつた。御厨や御園の発展、近大はこのような民衆と神官との交流作用によつて、神官の豊かな經濟基盤を構成してしまつた。このようす神官領庄園の研究には可成の灰黒をみるのであるが、それらの研究上重要な史料としては、神宮舊書、神宮舊例集、神鳳鈔、享徳方宣、天文院宣、天正注進文、天養記、御膳殿古文書、捨垣兵庫古文書、光明寺古文書、春記、小石記、吾妻鏡、太平記、通海參詔記、長経卿引付、内宮引付、外宮御領目録、外宮給人引付等々挙げに遙まのない程であるが、神官領庄園の研究のみでなく、地城の研究の上にも重要な意義をもつてゐる神鳳鈔について紹介してみよう。

## 二、神鳳鈔改題について

由来神鳳鈔の解題については、国書解題、神宮文庫五十周年記念善本写真集、志氏樹氏の信濃國御厨史料とその考察、国史文献解説、神道辞典などに收載されてゐるが、最後の神道辞典の解題以外は簡単なものである。それでは神鳳鈔は神宮經濟史料として既に何人も知悉している故にその解説が不必要であるためであろう。ところが案外にこの神鳳鈔についての内容的な検討は不充分なまゝに放置されているのであり、神宮史の偽造的立場が、神領研究、神領考証、庄園考、神領取掌人事などの物さ

な研究の上に最も重要なこの神鳳鈔について明確な知識をもつてゐる者が神宮史研究の前提として要請されねばならない。それが筆者又は神鳳鈔の紹介を試みようとするオーナーの意図である。すなはち神鳳鈔そのものの研究が少なじためにその本質的な把握が満足されないまゝにあるものを幾分でも可能な範囲に解明して、されば当時の神官領庄園についても明確にしをしのである。オーナーの意図は徳川封建下における神官神官あるだけ他の神道家国学者によつてこの神鳳鈔がなぜ注目されたかを明らかにしたいのである。特に神官神官がこれに亘り関係をもち、その用尼がその略字、研究となることをか、今われわれが試みるような中古社会の基本構造であつた庄園を分析する意図と何異つた観点に立つてゐることは興味のあることである。すなはち、明和九年本居宣長写本の奥書き、「右木香大王長左東口宗茂教代板貢之廻 令借出之写留了 万一神領再興之時 可為竪鑑否」などといつてゐることとく、その研究勝手に神領の後興に希望を秘めたものであつたのである。神官の隆盛時の祀屋はやがて神官たる彼等の将来にその再現あらんことを希望するものにならうとしていたのである。それが幕政の絶対権の下傾斜を大いにしめ、ついで天保期以後封建農民の土地所有形態が両極分解をして以来、特に天保期以後封建農民の土地所有形態が両極分解をして、封建制そのものゝ危機に陥り、總百姓一揆次第して一揆に激しく転化する頃になると、神官の神官の幕藩下の圧迫から脱却する気運を蘇れしものがあつたと思ふ。大塙平八郎と厚情關係をもつた足利弘訓の天保飢饉における神領民の求救、吉田松陰の未訪をうけて相互に刺激をうけたであろう足利弘訓の立場が、神領研究、神領考証、庄園考、神領取掌人事などの物さ

れを理由が那辺にあるかを推測しうる。また薗田守良の神領研究

御巫清直の神封通考などもそれにつらなる神領角興それは  
神宮の權威の復活を願望するものと内在したのである。この林  
な幕末の神宮神官ひ（神鳳鈔にその自覚に肉連して）岡山とも  
ち、その研究を行な正在してることも私の神鳳鈔を紹介してみよう  
とする理由の一画となしてしむるのである。

### 三、神鳳鈔の写本について

神鳳鈔に対する神官の肉元は、す研究の前提として写本かな  
れてしむる。神鳳鈔の原本が散失してその所在を明らかにし得  
なし今日、神官その他のによる写本の現存することに誠に、神宮  
領圏史の研究には幸である。神封通考をあらわした御巫清直  
が神鳳鈔原不文と撰寫した際にによると、神鳳鈔に対する年來の關  
元にもかゝわらず、流布本及び鹿安のため、不審次多ひ、たこ  
と云慨嘆し、「累年探索原本干旧家而不得焉」であつて、中川  
経高神主によつて内宮文殿所蔵の古本を眞因した所だ、これに  
そ「所渴望之元本也」と観察せしめを、それによつて「延喜永  
篇不懶欣悅」と告白し、謹んで撰寫したのである。しかもその  
模写にあたつて原形を止めんとして一日一紙を写すことによ  
つて三十日を費す眞因を不してしむる。この時ひ延喜六年癸丑  
二月十二日である。從つて延喜六年には原本が内宮文殿に存在  
しきのであるが、その次後しきなる事情によるみその所在を今尚  
明らかにしえないの付遺憾なことである。所ひ先の御巫清直の  
筆書にみると、その字本が原本の旧本を保存する周到さをも  
つてあるから、原本を失つて今日この模写本は誠に重要な

(注)「神鳳鈔流布本巻文不審多々之間 累年探索原本干旧家而  
不得焉 奥中川林宣經寫神主次内宮文殿所蔵古本被許借  
閱之 則所渴望之元本也 疑漏未解不思欣悅 謹次影撰  
之 但恐失古体 一日写一紙 三十日而成功了 干時嘉  
永六年癸丑二月十二日 印」

原本模写の御巫清直神鳳鈔については後に項を改めて紹介す  
るが、さて其の奥に、「流布本巻文不審多々」とじつてしむる流布本  
とはそもそも異なるものであつたであろう。その全体を涉  
概する暇がないので、現在神宮文庫本および群書類聚に収録さ  
れを神鳳鈔について一瞥してみよう。後に明らかにし得るようには  
現存する神鳳鈔は悉く荒木田氏経の写本を底本としたもので、  
御巫清直の写本とは別のものである。その底本をもる氏経の写本  
神鳳鈔は現在神宮文庫に「善本」として自筆本が保存されてし  
る。氏経の写本の奥には次の如くあるが、それがこの氏経本の  
性格を規定するものである。すなわち、

本云 延喜五年三月 日 本宮注進文并外宮千時一林宣晴宗

神主之本等勘之書き之 注文之内朱点者建久四年二宮進官

注本自本所令合点黒点者自其次秉書入云々 以泰昌神主書

写本書之 但今度皆以墨書

右は本官注進本と外宮一林宣晴宗本に依據し、運々以至のも  
のは泰昌神主の書き本によつたことがことを明らかにしてしむる。  
このことは神鳳鈔の偽せられた時点を推定するには役立つもの  
で、氏経の次つた本官注進本には朱点と墨点とあつたことが明  
らかであり、御巫清直の書き本は原本を忠実に伝えたものであ

るみされに口朱点・墨点を明暗にしてゐるから、氏経本の底づき本宮注進本と/orのは内宮文殿に伝承した原本であつたと思ふ。氏経は原体を保持せず朱点・墨点を「但今度旨次墨書」したのであり、このことか、清画をして流市本巻不富多々と告白せしめる原因の序在するのであろう。ひく考えう時御至本の伝承は両者を比較考察するに役立つものとして貴重なものである。

(1) 氏経本よりその系統本について  
氏経本の神宮大鹿威の善本で「畫」なるラベルをけり、桐箱の中に鄭重に保存されてゐる。現存する神鳳鈔中最も古しものである。氏経は室町の末期神宮一符宣として神宮式微の中で、北畠氏その他に対処して、神宮の復興を志して努力したのみでなく、神宮制度に対する造詣深し学者であつた。彼の書き残しを氏経引付や日次記などに神宮の当時を知るに貴重な史料である。彼が当時の神宮領莊園を北畠氏及び武土田の発展による押領の現実で、この神鳳鈔に觸れたことは当然といわねばならない。特に神宮と古来特殊な関係を有する旧神三郡の莊園の北畠氏による横領に重大因に事であつた。氏経御引付に、「熊令啓候、就其神三郡内、自在々廻々之神税上分本事、具可注称之由、自仮可申旨候、恐惶謹言」としう。北畠氏の奉行たる高柳因幡守公幸、大名左エ門志雅稟久ら「内宮亦宣殿」にて左書狀は、神宮の北畠氏の神三郡押領の返付願ひを要求に付し、北畠氏が神宮の收納実権内にあつたものゝ書上げを命じたのである。これに対して神宮は「庇次の如く返事をした」。

御状之趣令詳見候了、隨即神三郡内在々廻々神税上分繁多候

へ共治人數百人候間悉存知せず候、何抑相尋候て次注文奉子細司申入候、先御使逗留不可然存候て、御返事乞申候事而御至石司申入候、恐々謹言

五月（享徳二）十六日

滿久（内宮一休宣）

御返事御奉行所

この時に内宮も外宮も共に神三郡に悉く神宮領莊園であることを主張したことは注目すべきことで、外宮においては神三郡の神宮領をるべきを主張し左後、既にのべた所に中古以来在地庄官たる下司、公文、刀袴等が土豪化して供祭物の貢進をせしむるに至つた。かゝる土豪勢力を自己体制に入れた北畠氏は神宮のためその不正を治罰したもので、神事祭礼を嗣如せしむるに至つた。かゝる土豪勢力を自己体制の御元にかなうるものであると神宮によつて感得した。從つて神忠を尽して神三郡を元の如く返付することによつて、神忠祠官 大小の諸役人々もつ恵をもつて口入釐を安堵し、牧納權を行はして、式日の神役の勤仕が可能なようになされたいとしうのである。そうすれば天下泰平の御祈禱をなし、御一門繁栄、御運千秋万才の御祈禱を誠意なすとして付け加えたものである。勿論最後の言葉はかゝる場合の神宮の使用する常套語であるが、當時の武士の権力主義的なものも神の怒りに少れることが一応注目せざるを得ないが、ただけに、幾分の効果はあるものであろう。

墨受大神宮神主

(注)

注進可早被經御沙汰今月十六日任兩奉行御奉書旨甲之  
郡内悉兼非兩宮末社 摂社等敷地 神田一然向取別注之進看

神三

可皆如在之礼之系神咫尺甚次巨测子細事石今月十六日酉奉行之  
御奉書館 神三郡内自在々處々之神税上分等可注之進之由被御  
下之旨者 謹所請如件 柳神三郡者往昔以未為内宮五十三社  
外宮八十八社之末社 墓社等之敷地 神田祠宮年中繁多式日之  
神奉祭物等為令俗進在所之處 中古以来諸御館内之下司 公文  
刀杖等恣一日之依怙而動者神役勤仕之輩 日度之余物令不足

之向神爭祭孔之儀式當如在之法之處 累只今蒙御治罰之系  
併神處之至歷然者哉 然早以御神忠之儀 物神郡如元新預御寄  
附者 休宣 稽官 大小之詣役人等令案(家)居于各々神田之  
口入所 以神鬼僕役令徵納 翌式日勤仕時 天下奉平御祈禱者  
跡御一門繁榮 御運千秋万才之御祈 可奉凝瑞誠之慈母矣  
仍注進言上如件 以解

享德二年五月 日 大内人正六位上度会神主弘富  
(外宮休宣十人加署)

内宮の注進も内容的に同一のものである。

皇太神宮神主

注達狀先度西奉行御奉書旨 神三郡内神税上分近代不法歸急  
在所 聊任神官本引付而如元可被加御灰敗由事  
副達 一卷神官印領注文少々  
右去五月十六日酉奉行御奉書之面謹所請如件 親之看旧記悉  
天照大神奉始御饗料十一所別宮并式内外末社年中毎祭  
之時迄至御饗折御神酒折 草子以下神前御之具足  
折物悉在々所々御神戸 御酒 御酒每年上分物 取分於神三郡  
内惟有數多 近年以來不祀神宮僅此 依舊沙汰 失祭礼之日時  
御饗 御神酒色々之供物不備可備 每年兩乏之儀併為御祈禱障  
導迎 如此被御尋下之条 偏御神御之時代令用熟次才 御祈禱

之尊一向事如之哉 然向近代神宮休宣 同宮并大小内ノ役ノ事  
知行催促之在所之上分 大概注上者也 既宿彼處下御下知 如  
往古被返付神宮上分者 奉脩式日神前供用物為畢 天下奉平  
武運長久御祈禱之忠勤矣 仍以解

享德二年十一月三日 大内人正六位上荒木田末久

(内宮休宣十人加署)

その時の「三郡内神税徵納注」の一部を示しておこう。

一、一休宣代々知行分上分 飯島神戸百石米太神宮御饗折当  
時沢方依押領近代一円不領(沢氏と曰大和国宇陀地方に  
根據をもつてこの地域にまで發展していぞ。)

一、笠服 土羽禪師跡上分 同沢方代官依押領自当年不致沙  
汰

(中畧) (十一ヶ条)

一 子良田山神郷内松本上分田一段三丈 棚橋殿御知行御代

一 同子良田名多越一反 四斗代五升代棚橋御代官藤左工門方  
三ヶ年押領

一 同子良田矢野内栗本一反五年分御代官押領

一 同子良田軒野五段 此内一反原之孫庄之左工門大郎作  
(以下十一ヶ所畧)

右注又有注漏在所而致訟訟出末祠官重可注進也

享德二年十一月 日

長白御祈禱之事於神前奉致懇誠候 兼又去夏比神税上分不法  
之在所 以注文可申上候由酒兩奉行御奉書候 賦可致注進候也  
神官役人亦處固ニ在室共候之同一さ右相符 干今遲々仕候

某恐不肖候 先大抵望申通以至又申上候 無相遠候之林司預申 御沙汰候 仍為御竹千度御役 大麻箱一合 又輕微之至隙入候

へ共體斗千本進上仕候 次此自可預御披露候 恐々謹言

十一月十二日

内官一休宣通久判 遷上 御奉行所

右の称が眞理の中で 神三郡といえども武士勢力から奪回することとは、実力至上主義の神爵は不可能なことで、唯神の權威を前面にあし出す以外に方法はないが、北畠氏は在地土豪を自己の被官化することによって、その土豪の土地に対する権利を確保して、自己体制を確立した以上、神宮の權威も空文的であつた。かゝる現実を打解する努力のために旧神宮領在園の実態を把握する必要があつた。そこに氏経が神鳳鈔を書写した理由があり 氏経卿自筆神鳳鈔はみる神宮の立場を反映したものである。

氏経手記墨付才毫丁の右下に 荒木田神主氏経なる角朱印をもつてゐる。このことだけこの手本が彼の自筆本であることを証する思想的なものである。所が現存する荒木本は前記の氏経本の奥の次に「氏経」と書して、氏経本を底本としたことを語つてゐる。これについて考察してみると、氏経本には同人が付紙したが不明であるが、右の如く流布本には奥書の所には「氏経」とあることについて「流布之本皆此前に氏経の署名あり、然しこれには名を欠けり、更に一本あるものか」 としつけてある。これはこの言の如く氏経の奥書の所に署名のある氏経自筆本が別に存在しないでない。その理由は現存氏経自筆神鳳鈔オ一葉右下にある「荒木田神主氏経」なる角朱印があるもので、そのまゝ写本による用意をせず、氏経自筆本たること

が明確な故に、書写しを後人交與書の所に「氏経」と署したものである。若し本人が署名をしたとすれば、單に「氏経」と書かず、形式を整えて署名をするのが普通と思ひてゐる。

さて、この氏経自筆本と認められる神鳳鈔のその字体を真さに検討すると現在残されている氏経自筆の「氏経卿引付」と全く同じものであることもそれを裏書きするものといつてよい。氏経が朱点墨点を「但今度皆以墨書」したが、それ以後の写本の底本として流布したのである。ます氏経本を書写した在川時代最初のものは、慶安三年十月十八日書写了。といふもので「石本者大主長左エ門京友数代極感之處 令借用之寄留了 万一千領再興之時可為龜鑄致 但此本内寫一休宣通三徒氏経卿招伝之故外宮神領頗有遺漏致 猶可看之而已」とあるが、神宮神官の何人によつて書写したもの又不明であるが、寛文期に神宮領復

治歎願をしたこと、関連して、すでに初期において御領研究によると神宮の自覧の露歌みみられる。この慶安三年書写本及び流布本になつたことは群書類聚本その他にこの奥書をもつて自明である。それを更に写したものゝ早じものに「神鳳鈔詳載吾神宮封戸 廉園之名稱而旦注貢輸之貴教矣 以其要典字之護奉納 豊岡崎文庫記 天保四年九月十七日 太神宮権在正五位下荒木田神主益原御」との奥書のあるものである。元禄八年に荒木田守夏の書写本のあつたことは、「以元禄八年九月十七日御宣通四位上荒木田守夏神主春子之本校合了 半時明和九年壬辰二月二十六日」と奥のある神鳳鈔である。次に「林崎文庫」なる長方形印と方形印とをもつてゐる神鳳鈔があるが、その奥には「明和八年辛卯十二月騰写之 権在宣通四位上荒木田

神主經雅 以元祿八年九月十日御宣從四位上荒木田守夏御主書  
畫之本校合了 干時明和九年壬辰二月二十六日 とある。經雅  
は内外両儀式帳解の著者として、その学歴が認められている。  
そしてこの神鳳鈔には御駕や御園に関する注記があるが、それ  
について「右朱書き石渠御主書生李由章所考也」以前反之本  
写え 安永三年三月十一日 右青筆者三重郡吉田郡朱田郷内委  
本村古谷久語登長所語也 安永三年三月十一日記之」とある。

また慶文三年神鳳鈔け本居宣長も書きしたこと、本居大平  
の書字本によつて明らかで「明和九年壬辰十一月十日書写終  
本居宣長判」とあり、「神田作ネ門 御園作御門 御園作御厂  
以齒功」と署字を使用したものである。しかし現在その所在が  
不明である。本居大平はその本居宣長書写本を底本とし、更に  
中川經雅本を以て校合し、異なる所は紫字で刪筆してある。この  
書写体もその所在が不明なるも、大平書写李を、堀内左坂が書  
写したとの奥で明らかである。

(注) 右神鳳鈔一巻以師本居大人之本書写畢

天明七年丁未正月二十六日 稲穀大平(花押) 同三年箇中  
川神主君 皇太神宮御宣荒木田經雅神主干時正四位上所蔵之  
本校合之 其異者以紫字書加之 具本卷末云 以元祿八年九  
月十日御宣從四位上荒木田守夏御主書写本校合了 干時明和  
九年壬辰二月二十六日(前掲たより下署) 天明七年丁未三月  
三十一日 稲穀大平

文政九年丙戌三月以本居大平大家本写之畢之 堀内左坂  
右の本に神宮文庫には数種の書字神鳳鈔乞所蔵してあるが、  
その最初の底本は氏經雅自筆本であり幕末におけるこれ等研究は

幕末の動搖を機会に神領復活歎願に手で発展せしめたのである。  
以下神鳳鈔の成立年代やその内容についての紹介を続けなけれ  
ばならないのであり、そのためには御巫清画の模字本を以て検  
討してしきねかならない、これに關しては次号に報告をゆする。  
原典となるだけ多くあげをみ、これに地方にいる平葉生詣氏の  
ために便したことと許されをし。 (本 學 教 官)